

宅地造成等規制法に基づく造成宅地防災区域の指定解除について

ひたちなか市の造成宅地防災区域については、全て指定を解除しています。

■造成宅地防災区域 解除箇所

区域名	区域の所在地	指定年月日	解除年月日
本郷台－２	ひたちなか市大字馬渡	H24. 7. 12 (茨城県告示第 811 号)	H25. 5. 20 (茨城県告示第 579 号)
本郷台－１	ひたちなか市大字馬渡		H25. 6. 20 (茨城県告示第 735 号)
東中根	ひたちなか市大字中根, 馬渡		
勝田台	ひたちなか市大字市毛	H25. 3. 18 (茨城県告示第 231 号)	H26. 1. 30 (茨城県告示第 87 号)

※ 解除区域図につきましては、下記の閲覧場所にてご確認ください。

■関係図書の閲覧場所等

閲覧場所	連絡先
茨城県土木部都市局建築指導課	0 2 9 - 3 0 1 - 4 7 3 2
茨城県県民センター総室県央建築指導室	0 2 9 - 3 0 1 - 4 7 8 7
ひたちなか市都市整備部都市計画課	0 2 9 - 2 7 3 - 0 1 1 1